

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十一年度各蚕業指導所の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第七十七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る各蚕業指導所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所	執行年月日	監査委員
岩美蚕業指導所	昭和三十三年三月五日	松本利治
西伯	昭和三十三年三月六日	同
日野	昭和三十三年三月七日	同
東伯	昭和三十三年三月八日	同
八頭	昭和三十三年三月九日	同
気高	同	同

### 蚕業指導所

県下蚕業指導所は、昭和二十八年県行政機構の改革に伴つて従来の蚕業取締所と、蚕業技術指導所を統合整備し蚕糸業に対する指導取締行政の一元化を図り現在に至つているので今回の監査は、特に本県蚕糸行政の第一線機関として如何に推進されているかにつき実施した。

その結果各所とも本県蚕糸業振興のため努力を払つてゐることを認めた。しかし個々の内容を検討してみると更に考究改善措置すべき事項が尠くなく、根本的には指導所の下部組織である蚕業技術普及員の指導体系の確

立、資質の向上、身分の一元化等につき適切な措置を講ずることが先決要件と史料するので、この点再検討を加え現地機関をして一層行政効果を挙げしめるよう格段の配慮が必要である。

なお各所共通の指摘事項は概ね次の通りである。

### 一 組織機構並びに職員管理について

県下六指導所職員は、一月末現在二十五名を配置し、更に各郡養蚕業協同組合連合会職員六十九名を蚕業技術普及員とし県が囑託し、これを所長の指揮監督下に置き直接末端指導を担当せしめているがこの普及員の身分は、部外団体に所属しているために所長の指導監督、適材適所配置異動並びに資質向上等に充全を期し難い憾があるようであるから、これら普及員の身分につき改善措置を講じ、業務に専従せしめるよう当局の考究を望む。

### 二 普及員の活動状況について

普及員の活動状況については月一乃至数回の来所の折の報告及び日誌の提出によつて連絡しているが、はあ

く不徹底と思われるので日々の活動実態を正確にはあ  
くするよう適當の方法を講ぜられたい。

### 三 活動費について

各所とも事業推進上もつともあい路となつていいる点は、前述の普及員の問題と更には諸経費の僅少である。即ち一ヶ所当りの年内活動費(主として旅費)は五万円乃至十万円程度で、実質的にはこの倍額程度必要とされ業務の性質上その負担区分も劃然としてはいないがその不足分は、勢い団体経費に依存している現状であるので、県は現地指導機関との最少限の活動経費を配慮すべきである。

### 四 蚕業普及業務及び技術の改良等綜合計画を樹立し末端浸透を図るべきである。

たばこ栽培の頭打ち、果樹栽培の不安などによつて養蚕意欲は県下全般に大いと動いていると思われる。

このときに当つて県の蚕業普及及び技術改良の綜合計画の下に各指導所においては、担当地区毎に適合する年間計画を樹立せしめ関係機関と連携いし蚕業の普及

及び技術の改良指導等につき格別の努力をすべきである。

なお業務指導の基幹となる指導戸票、業務日誌等はすべて明確に記録保存して置かれたい。